

宝塚市地域福祉計画（第4期）〔案〕に係るパブリック・コメントの実施について

1 地域福祉計画について

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるよう、地域住民、事業者、地域で活動する団体、行政などの様々な主体が連携・協働して、地域の生活課題に対して地域全体で支え合って解決する仕組みづくりや関係づくりをいいます。

「地域福祉計画」は、この地域福祉の取組を計画的に推進するための計画で、社会福祉法では、各分野の福祉計画の上位計画と位置づけられていて、福祉の共通理念を掲げるとともに、共通基盤を定める計画となっています。

地域福祉計画（第3期）の計画期間が令和7年度で終わることから、同計画（第4期）を策定し、令和8年度から5年間の取組方針等を定めます。

2 地域福祉計画（第4期）の内容について

福祉の共通基盤をより強固にするため、次の4つの目標を定め、その実現のために15の施策を掲げています。

- 基本目標I 市民一人一人の社会的包摶に対する意識の向上
- 基本目標II 誰もが活躍できる機会づくり
- 基本目標III 多様な主体の連携による地域力の向上
- 基本目標IV 包括的な相談支援体制の充実

いずれも、第3期の内容を継承しながら、更なる発展や充実を目指し、第4期では、相談支援に携わる支援者間の連携強化策を打ち立てるとともに、福祉以外の分野との連携・協働を促す取組を増やしています。

また、第4期から新たに、犯罪や非行をした人の立ち直り支援に関する「再犯防止推進計画」と、本人の意思決定を支援する成年後見制度の利用支援に関する「成年後見制度利用支援計画」の内容を盛り込み、3つの計画を一体的に策定しています。

3 パブリック・コメントの実施について

宝塚市市民パブリック・コメント条例第4条第1項第1号に基づき、令和7年（2025年）12月26日（金）から令和8年（2026年）1月30日（金）までパブリック・コメントを実施します。

4 添付資料

- (1) 宝塚市地域福祉計画（第4期）〔案〕に対する意見募集
- (2) 別紙「意見提出用紙」
- (3) 宝塚市地域福祉計画（第4期）の概要版〔案〕
- (4) 宝塚市地域福祉計画（第4期）〔案〕